

## 2 都道府県労働局長(登録製造時等検査機関)の行う検査(法第38条第1項、第2項)

(1) 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、**特別特定機械等**(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは**都道府県労働局長**の、**特別特定機械等**であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。

ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項((2)において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が(2)の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

(2) (1)に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、**特別特定機械等**以外のものであるときは**都道府県労働局長**の、**特別特定機械等**であるときは**登録製造時等検査機関**の検査を受けることができる。

① 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

② 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について(1)の検査が行われることを希望しないとき。

1. 本条は、製造の許可を受けて製造された特定機械等であっても、それが実際に規格に適合して製造されたか否かをチェックする必要があるため、製造又は輸入された機械等について、それが所定の構造規格に適合しているかどうか等について都道府県労働局長等の検査を受けなければならないことを規定したものである。

2. 製造時等検査を必要とする特定機械等は、次のものである。

① ボイラー

② 移動式ボイラー

③ 第1種圧力容器

④ 移動式クレーン

⑤ ゴンドラ